

御殿場市バリアフリー特定事業計画書

平成26年3月

令和2年9月（改訂）

御殿場市役所 都市計画課

御殿場市バリアフリー特定事業計画書

目次

1. 特定事業計画の策定にあたって	1
2. 旧特定事業計画の検証・評価について	2
3. 新特定事業計画の作成について	5
4. 道路特定事業計画	8
5. 都市公園特定事業計画	22
6. 建築物特定事業計画	26
7. 路外駐車場特定事業計画	33
8. その他の事業計画	34
9. トイレ設備の配置について	37
10. 特定事業計画の推進	38

1. 特定事業計画の策定にあたって

1-1 御殿場市バリアフリー基本構想の概要

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法に基づき、高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区を「重点整備地区」として設定し、その地区内における駅や道路、公園、不特定多数の方が利用する建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

平成 25 年 3 月に策定された御殿場市のバリアフリー基本構想では、ＪＲ御殿場駅を中心とした市役所等の主要な公共施設を含む約 280ha の区域を重点整備地区とし、バリアフリー化を図る施設（生活関連施設）、生活関連経路、特定事業等を定めました。

また、「すべての人の安全・安心を実現するまち」をバリアフリー基本構想の将来像に掲げ、将来像の実現に向けてバリアフリー化を実施するものとしています。

1-2 特定事業計画とは

基本構想に示した特定事業については、特定事業計画を策定し、これに基づいて事業を実施することが法で規定されています（バリアフリー法第 28 条から第 36 条の 2）。平成 26 年 3 月に策定された御殿場市特定事業計画（以下、「旧特定事業計画」という。）は、バリアフリー法に従い、事業の内容や実施予定期間等について定めています。

また、特定事業計画の作成にあたっては、基本構想作成時の協議会を活用し、協議・調整を進めます。

1-3 計画見直しの背景・目的

旧特定事業計画では、整備目標時期を平成 32 年度（令和 2 年度）と定めており、計画期間が終了するため、新たな計画を策定するものです。

また、旧特定事業計画の策定以降、市役所新庁舎の整備や御殿場駅周辺整備の進展等、当時と状況の変化がみられます。

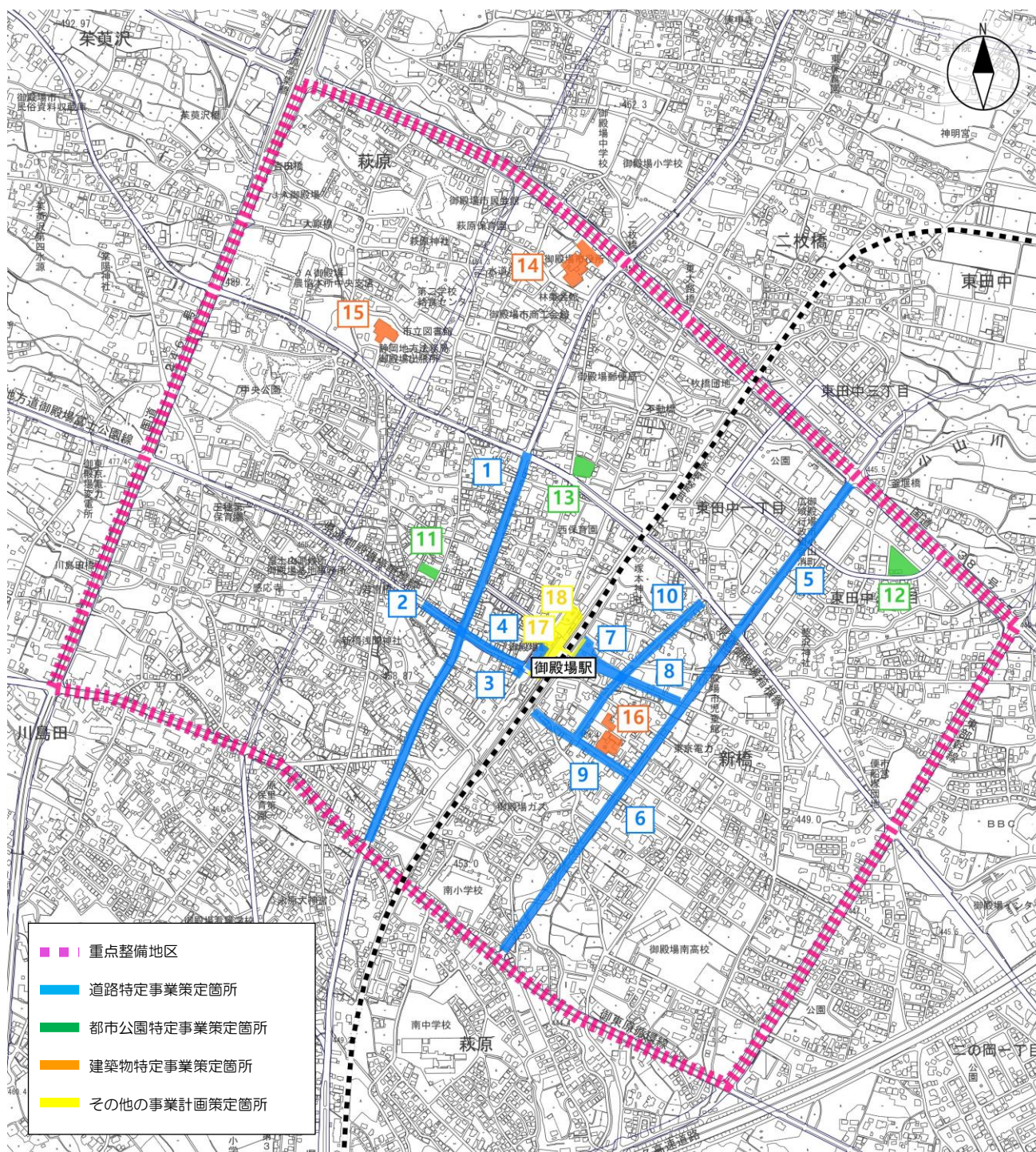
旧特定事業計画期間中は、事業が完了したもの、あるいは実施中のもの等、それぞれの進捗状況に差がありますが、これらの実績を踏まえ、検証・評価を行うことで、着実なバリアフリー化の推進を図ります。

2. 旧特定事業計画の検証・評価について

2-1 旧特定事業計画の対象箇所

旧特定事業計画の対象箇所は以下の通りです。

■旧特定事業計画対象箇所図



2-2 事業計画別整備実績

進捗状況	No.	施設・経路名	管理者		延長 (m)	事業費 (百万円)	備考
完了	1	県道沼津小山線	静岡県	計画	730	40	【整備実績】 道路構造の改良、視覚障がい者用ブロックの敷設・改良 外
				実績	730	99	
				達成率	100%	248%	
	7	箱根乙女口広場	御殿場市 (都市整備課)	計画	-	1,260	【整備実績】 道路構造の改良、視覚障がい者用ブロックの敷設・改良 外
				実績	-	1,785	
				達成率	100%	142%	
	8	箱根乙女口線	御殿場市 (都市整備課)	計画	190	737	【整備実績】 道路の新設、視覚障がい者用ブロックの敷設・改良 外
				実績	190	643	
				達成率	100%	87%	
	11	新橋公園	御殿場市 (公園緑地課)	計画	-	0.5	【整備実績】 広場出入口の段差の解消
				実績	-	0.3	
				達成率	100%	60%	
	12	鮎沢公園	御殿場市 (公園緑地課)	計画	-	2	【整備実績】 スロープの設置
				実績	-	2	
				達成率	100%	100%	
実施中	2	県道御殿場停車場線	静岡県	計画	580	3,000	令和2年度以降、用地買収が完了した範囲から、電線共同溝もかねて、順に整備を進めていく。
				実績	0	0	
				達成率	0%	0%	
	5	都市計画道路新橋深沢線 (はなみずき通り)	御殿場市 (管理維持課)	計画	450	20	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良は完了済。
				実績	0	0	
				達成率	0%	0%	
	6	都市計画道路新橋深沢線 (2工区、3工区)	御殿場市 (都市整備課)	計画	530	1,800	2工区(200m)は完了済。
				実績	200	580	
				達成率	38%	32%	
	15	御殿場市立図書館	御殿場市 (社会教育課)	計画	-	0.50	※算定不可 図書館は、移転・更新を予定しており、基本計画は令和3年度以降策定予定。
				実績	-	0.75	
				達成率	- ※	150%	
未着手	3	市道4242号線	御殿場市 (都市整備課)	計画	40	302	【未着手の要因】 県道御殿場停車場線の整備に合わせて事業を行うため。
				実績	0	1	
				達成率	0%	0%	
	9	市道0218号線	御殿場市 (都市整備課)	計画	140	58	【未着手の要因】 市道1649号線整備完了後、着手予定。
				実績	0	0	
				達成率	0%	0%	
	10	市道1649号線	御殿場市 (都市整備課)	計画	560	95	【未着手の要因】 事業着手が平成32年度(令和2年度)以降の計画のため。
				実績	0	0	
				達成率	0%	0%	
	13	馬車道公園	御殿場市 (公園緑地課)	計画	0	20	【未着手の要因】 トイレを平成27年度に現状維持のため修繕を行い、施設の延命と安全が確保されたため。
				実績	0	0	
				達成率	0%	0%	
事業見送り	4	御殿場駅富士山口広場 (市道4242号線)	御殿場市 (都市整備課)	計画	225	1,600	【事業見送りの要因】 ベデストリアンデッキ建設実施の見通しが立たないため。
				実績	0	0	
				達成率	0%	0%	

2-3 検証と評価について

旧特定事業計画の対象箇所については、着実に事業進捗が図られています。事業種別にみると、公園や建築物の整備率が高く、利用者の利便性や安全性の向上が図られています。一方で、事業の数が多い道路事業に関しては、他事業との調整などの理由から、完了事業は3路線にとどまり、3路線が実施中、3路線が未着手の状況です。

不特定多数の方が集まるJR御殿場駅や市役所など公共公益施設、医療施設などは整備が進んでいるものの、施設を繋ぐ道路については、整備されていない箇所も見受けられることから、連続したバリアフリー環境の形成に向けて、効果的な事業の推進が必要になります。

重点整備地区内は、すでに密集した市街地が形成されていることから、道路の拡幅等の整備内容によっては時間と費用を要することも考えられます。このような実施箇所を次期計画に位置付ける際は、機能や効果など十分考慮し、事業者と調整した上で、暫定的な整備等を含めた実効性のある整備内容としていきます。そして、事業が完了した箇所についても必要に応じて継続的な維持管理に努めていきます。

■箱根乙女口広場



■新橋深沢線



3. 新特定事業計画の策定について

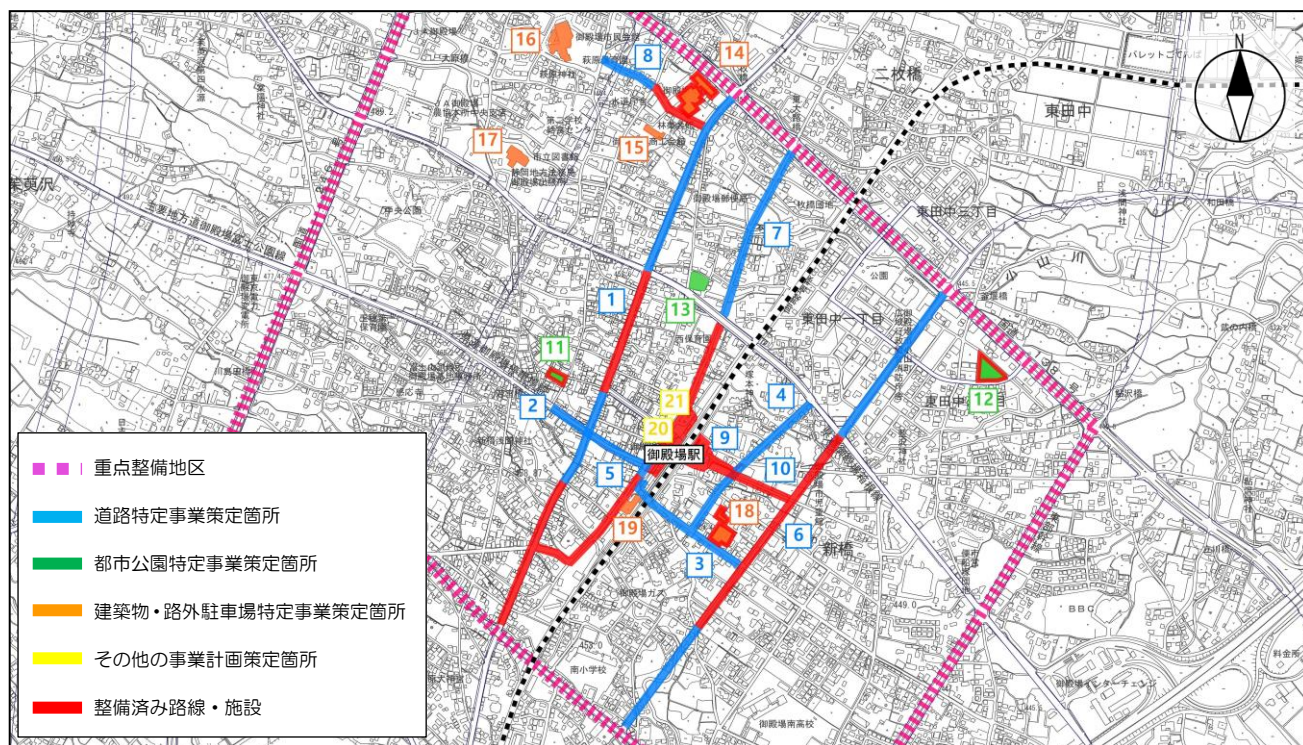
3-1 特定事業計画への位置付けの考え方

- ① 基本構想にて特定事業等として位置付けられているもの。
- ② 整備済み特定事業と連続性が保てる生活関連経路・施設であるもの。
- ③ 生活関連施設の中で、高齢者・障がい者等が特に利用する施設（公共公益施設、病院）まで JR 御殿場駅から連続性が保てる、生活関連経路であるもの。
- ④ 法令で定められた歩道の基準を満たさないが、歩道の形態で整備されている路線より、歩道が整備されていない路線を優先する。

3-2 新特定事業計画の対象箇所

新特定事業計画の対象箇所は以下の通りです。また、整備目標時期は令和7年度に設定します。

■ 特定事業計画対象箇所図



1	県道沼津小山線（区間延長）	11	新橋公園
2	県道御殿場停車場線	12	鮎沢公園
3	市道 0218 号線	13	馬車道公園
4	市道 1649 号線	14	御殿場市役所
5	市道 4242 号線	15	林業会館（新規追加）
6	都市計画道路新橋深沢線	16	御殿場市民会館（新規追加）
7	市道 0216 号線（新規追加）	17	御殿場市立図書館
8	市道 1453 号線（新規追加）	18	富士病院
9	箱根乙女口広場	19	御殿場市営駅南駐車場（新規追加）
10	箱根乙女口線	20	富士山口駅前広場
		21	御殿場駅東西自由通路

3-3 移動等円滑化に関する整備方針

特定事業の実施に際しては、移動等円滑化に関する基準や条例等を遵守して整備を行うこととします。

また、基本構想で定めた「整備方針」や、ガイドライン等に留意して事業を進めるよう、各事業の担当者への周知を徹底します。

■本特定事業計画に関わる主な基準等

	項目	名称	所管等
移動等円滑化基準	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令	国土交通省 平成 18 年 12 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
	都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省 平成 18 年 12 月
条例等	共通	静岡県福祉のまちづくり条例	静岡県 平成 8 年 4 月
	道路	御殿場市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則	御殿場市 平成 25 年 3 月
	都市公園	御殿場市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則	御殿場市 平成 24 年 12 月
移動等円滑化ガイドライン等	共通	知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント	国土交通省 平成 21 年
		平成 18 年にバリアフリー法が施行されるまでの整備基準等では身体障がい者に対応するものが中心であったため、知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって有効な整備基準のポイントを改めて抽出し、整理したもの。	
	道路	増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
		多様な利用者のニーズを実現する上でユニバーサルデザインを目指した道路空間を形成するために、活用することを目的として策定したもの。	
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 29 年 3 月
		全ての人に使いやすい建築物整備にあたり、建築主、設計者に適切な設計情報を提供するとともに、高齢者や障がい者等の設計配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示したもの。	
	都市公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂版	国土交通省 平成 24 年 3 月
		多様な利用者のニーズに応え、全ての利用者がより円滑に利用できるよう、公園設備の整備を行う際の考え方を示したもの。	

【参考】「知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人のための施設整備のポイント」

平成 18 年に施行されたバリアフリー法では、身体障がい者のみならず、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者を含む、全ての障がい者が対象となることが明確化されましたが、これまでの施設の整備基準等は、車いす対応としての段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックなど、身体障がい者に対応するものが中心でした。

そこで、整備基準等について知的障がい、発達障がい、精神障がいのある人にとっても有効なものを抽出し、安全性、利便性、快適性の向上の面でどのように有効なのかというポイント（新たな意味づけ）を整理しています。

以下に、本特定事業計画に関わる主なポイントを挙げます。

●歩車道の分離

・興味があるものに反応して急に飛び出してしまう人や、車が近くを走行することに敏感な人もいるため、歩道と車道が植樹帯や柵等で分離されていることは有効である。

●自転車の通行

・歩道を通行する自転車の強引な追い抜きに驚いてパニックになったり、すれ違い時に恐怖を感じたり、うまく避けられずに接触する危険があるため、自転車が通行する部分を明確に区分することは有効である。

●視覚障がい者誘導用ブロック

・ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減されることもあるため、ブロックの敷設は有効である。

●路上障害物の排除

・狭い場所でのすれ違いが怖かったり、自転車の強引な追い抜きや接触が怖い人がいることから、十分な幅員の確保のための路上障害物の排除は有効である。

●エレベーター

・閉鎖的な空間が苦手だったり、外の様子が見えることで降り場等を認知しやすくなることもあり、エレベーターの出入口の戸へのガラス窓の設置は有効である。

・複雑な操作が難しかったり、文字情報を読み取りにくい人などがいるため、操作しやすくわかりやすいボタンや音声による案内は有効である。

●トイレ

・パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においてはトイレの男女別の配置を統一することが有効である。

・臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、JIS S0026 の規格によることが有効である。

●サイン・表示

・動線の分岐点など効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。

・信号の待ち時間、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

・見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。

・漢字だけでなく、ひらがな併記やピクトグラムの活用は有効である。

・統一されたデザイン表示は有効である。

4. 道路特定事業計画

道路のバリアフリー化の実施にあたっては、基本構想に定めた整備方針に基づいて「静岡県福祉のまちづくり条例」及び「御殿場市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則（以下、「規則」という。）」等を遵守するとともに、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」に留意し、事業を推進していきます。

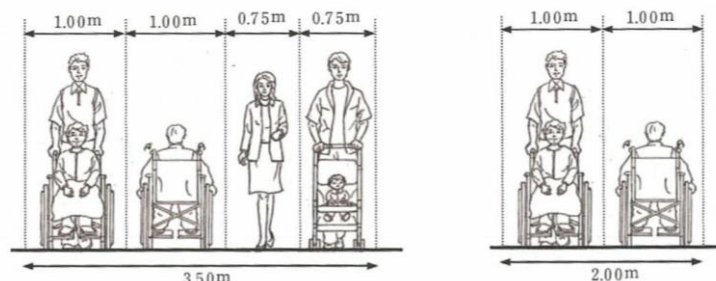
【道路整備の主な基準について】 ※「規則」及び「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」より

■歩道空間の確保

幅員

車いす使用者がいつでもすれ違える幅員を確保します（地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない）。

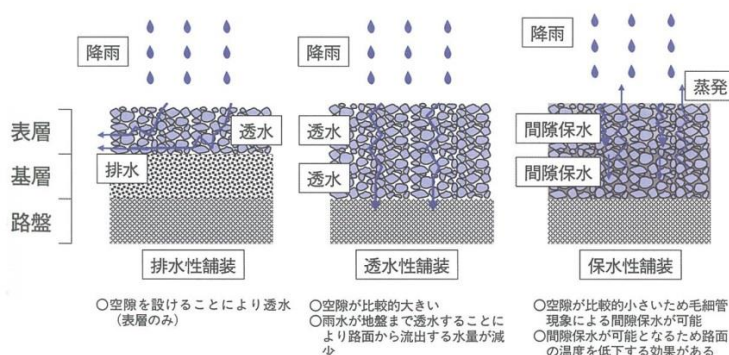
- ・ 歩行者交通量の多い道路 ⇒ 3.5m 以上
- ・ その他の道路 ⇒ 2m 以上



■道路構造の改良

舗装

- ・ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とします。
- ・ 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。



勾配

- ・ 歩道等の縦断勾配は 4%以下 とします（市道以外は5%以下）。
⇒ただし、車道の縦断勾配が急な場合や、地下埋設物等の影響等の問題により規定の勾配での擦り付けが困難な場合等、やむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。
- ・ 歩道等の横断勾配は 1%以下 とします。
⇒ただし、縦断勾配と同様の場合、または地形の状況、透水性舗装を適用しない場合、曲線部等においては2%以下とすることができる。

縁石

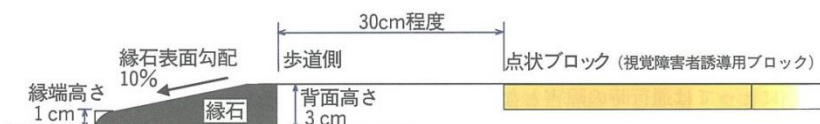
- ・ 縁石の車道等に対する高さは 15cm以上 とします。

歩道の高さ

- 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、**5cm**を標準とします。
⇒その他、状況に応じて歩道の高さを設定する。
 - バス停を設ける場合。
 - 民地の高さとの調整が困難な場合。
 - 車両乗り入れ部がなく、歩道の波打ちが発生しない場合。

横断歩道に接続する歩道等の部分

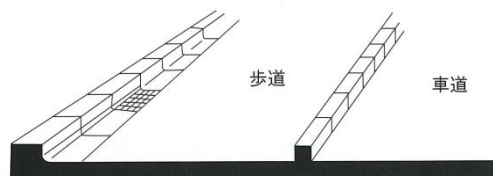
- 横断歩道に接続する歩道等の**縁端の段差は、2cm**を標準とする。
- 望ましい構造の一例としては、**縁端高さ 1cm**－**背面高さ 3cm**－表面勾配 10%（点状ブロック付き）が考えられます。



歩道構造形式

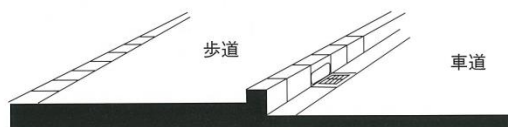
【フラット】

- 歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。



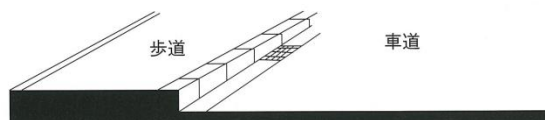
【セミフラット】

- 歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。

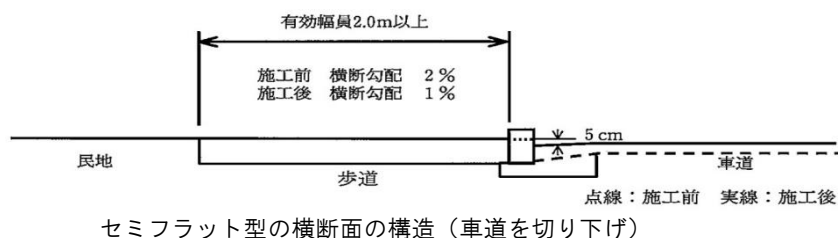
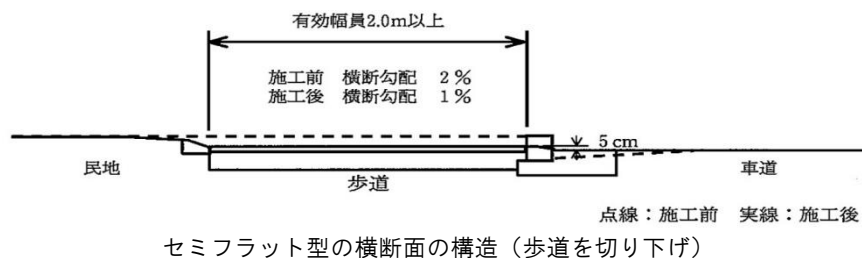


【マウントアップ】

- 歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。

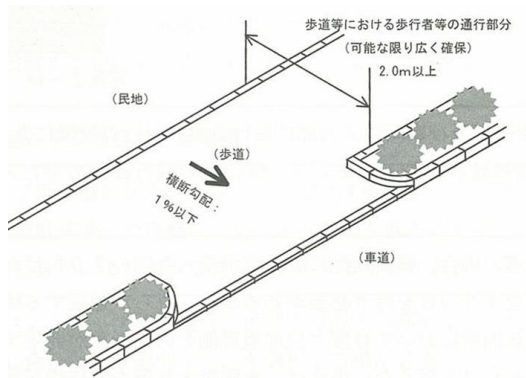


※ 望ましい例 セミフラット型（歩道高さ 5 cm を標準）による歩道の整備



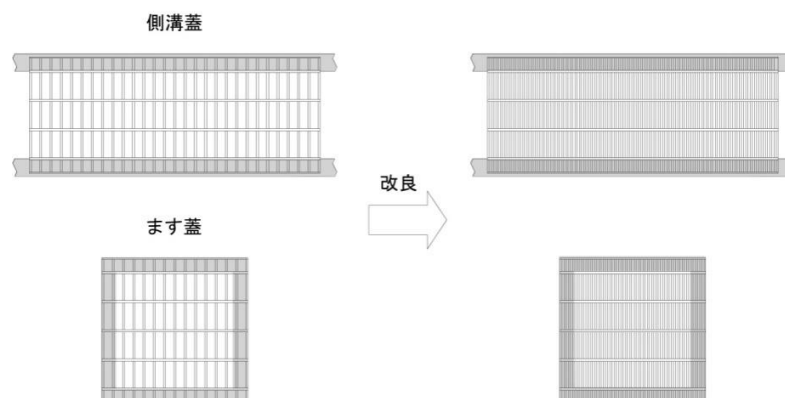
車両乗り入れ部

- ・勾配部分を除く平坦部（横断勾配1%以下の部分）の幅員を **2m以上** とします。



排水施設の設置

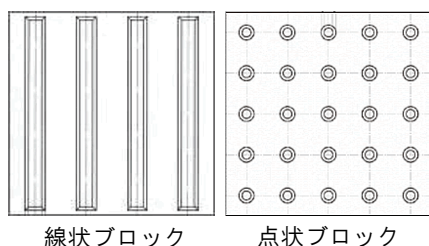
- ・横断歩道部等において、歩道等面が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生ずる箇所では、横断歩道上に雨水が滞ることが無いよう横断歩道の外側の適切な位置に雨水ます等を設けることが望ましい。
- ・横断歩道内の設置を避けます。
- ・側溝蓋（グレーチング）は目が細かく、滑り止め対策等を施します。



■視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良

視覚障がい者誘導用ブロック

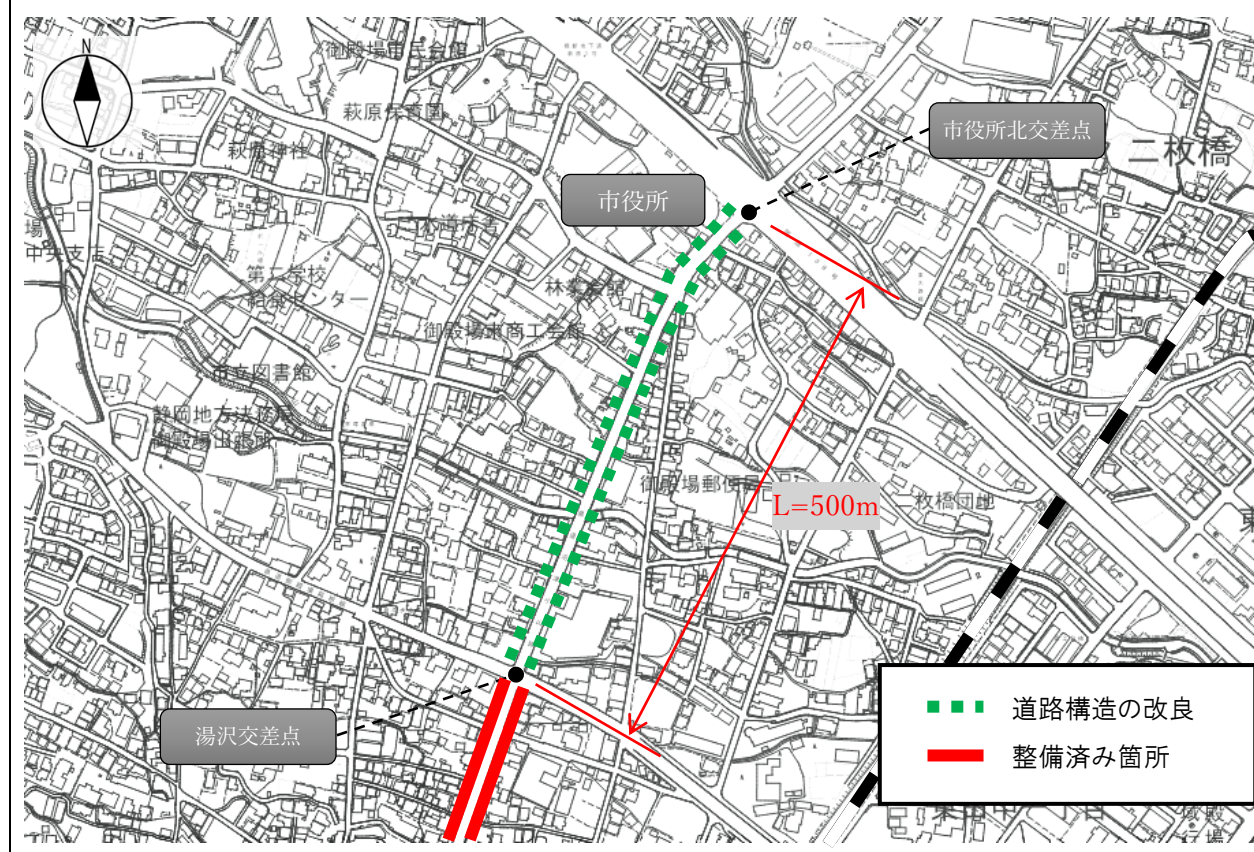
- ・視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とします。
- ・形状・寸法についてはJIS T 9215に合わせたものとします（下図）。
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの材料は十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いるものとします。



■視覚障がい者誘導用ブロック敷設イメージ

1	県道沼津小山線	延長	500m	概算事業費	50 百万円		
整備区間	湯沢交差点～市役所北交差点			管理者	静岡県		
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)				
			3	4	5	6	7
道路構造の改良							
誰もが通行に支障のない道路側溝		1,000m					
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良							
横断歩道接続部等における部分設置(新設)		必要箇所					
その他							
歩行障害物の移設又は撤去		必要箇所					
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
現道内整備を行う区間は、現地測量後に適切な整備方針について関係者間で協議・調整が必要である。							

事業計画図



3	市道 0218 号線	延長	140m	概算事業費	58 百万円			
整備区間	新橋 1710-1 番地先～新橋深沢線交差点			管理者	御殿場市			
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)					
			3	4	5	6	7	8以降
歩道空間の確保								
歩道整備(幅員 2.0m)		280m					←→	
道路構造の改良								
セミフラット型の歩道整備		280m					←→	
滑りにくく、水はけの良い舗装		280m					←→	
緩やかな歩道勾配		280m					←→	
縁石による歩車分離		280m					←→	
誰もが通行に支障のない道路側溝		280m					←→	
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良								
誘導用ブロック等の敷設		280m					←→	
その他								
路肩の自転車道としての整備検討							←→	
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
市道 1649 号線整備完成后、着手予定。								
事業計画図								

<

4	市道 1649 号線	延長	660m	概算事業費	55 百万円			
整備区間	東田中塚本交差点～新橋 2008-13 番地先			管理者	御殿場市			
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)					
			3	4	5	6	7	8以降
歩道空間の確保								
歩道整備		1,120m						
道路構造の改良								
フラット型の歩道整備		1,120m						
滑りにくく、水はけの良い舗装		1,120m						
緩やかな歩道勾配		1,120m						
誰もが通行に支障のない道路側溝		920m						
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良								
横断歩道接続部における新設		3 カ所						
誘導用ブロックの敷設		660m						
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
事業計画図								
</								

5	市道 4242 号線	延長	20m	概算事業費	3 百万円								
整備区間	新橋 2008-5 番地先	管理者	御殿場市										
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)											
		3	4	5	6	7	8以降						
歩道空間の確保													
歩道整備(幅員 3.5m)	20m			↔									
道路構造の改良													
セミフラット型の歩道整備	20m			↔									
滑りにくく、水はけの良い舗装	20m			↔									
緩やかな歩道勾配	20m			↔									
縁石による歩車分離	20m			↔									
誰もが通行に支障のない道路側溝	20m			↔									
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良													
横断歩道接続部における新設	必要箇所			↔									
事業実施に際し配慮すべき重要事項													
県道御殿場停車場線の整備に合わせて事業を行う。													
事業計画図													
歩道空間（セミフラット）の確保 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設（横断歩道接続部） 整備済み箇所													

6-1	都市計画道路新橋深沢線	延長	450m			概算事業費	40 百万円		
整備区間	東田中一丁目交差点～消防署入口交差点					管理者	御殿場市		
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)						
			済	3	4	5	6	7	8以降
道路構造の改良									
歩道の平坦性の確保		900m			←→				
店舗敷地と歩道部の段差解消		900m			←→				
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良									
誘導用ブロックの敷設		900m			←→				
横断歩道接続部の既設ブロックの改良・補修		20 箇所	完了済						
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
事業計画図		■ 道路構造の改良 ■ 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 ● 既設ブロックの改良・補修(横断歩道接続部) ■ 整備済み箇所							

6-2	都市計画道路新橋深沢線	延長	300m	概算事業費	1,500 百万円		
整備区間	御東原循環線交差点～新橋 1802-7 番地地先			管理者	御殿場市		
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)				
			3	4	5	6	7
道路の新設							
歩道整備(幅員 3.5m)		600m	←→				
セミフラット型の歩道整備		600m	←→				
滑りにくく、水はけの良い舗装		600m	←→				
縁石による歩車分離		600m	←→				
誰もが通行に支障のない道路側溝		600m	←→				
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良							
誘導用ブロックの敷設		600m	←→				
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
河川の付け替え工事に伴う関係機関協議に時間を要する。							
事業計画図							
道路の新設 視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設 整備済み箇所							

7	市道 0216 号線	延長	480m	概算事業費		350 百万円		
整備区間	県道御殿場箱根線立体交差点～二枚橋交差点			管理者		御殿場市		
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)					
			3	4	5	6	7	8以降
歩道空間の確保								
拡幅による歩道整備		680m						←
道路構造の改良								
セミフラット型の歩道整備		680m						←
滑りにくく、水はけの良い舗装		680m						←
緩やかな横断勾配		680m						←
縁石による歩車分離		680m						←
誰もが通行に支障のない道路側溝		680m						←
視覚障がい者誘導ブロックの敷設・改良								
誘導用ブロック等の敷設		必要箇所						←
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
用地買収や物件移転等に伴い、地権者等の合意に相当な期間を要する恐れがある。								
事業計画図								

歩道空間の確保(誘導用ブロック等敷設含む)

道路構造の改良

整備済み箇所

二枚橋交差点

御殿場郵便局

山崎橋

458.6

県道御殿場箱根線立体交差点

L=480m

現況標準断面

計画道路(予定)

2.00%

8	市道 1453 号線	延長	150m	概算事業費	100 百万円		
整備区間	御殿場市役所～市民会館			管理者	御殿場市		
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)				
			3	4	5	6	7
歩道空間の確保							
拡幅による歩道整備		150m					←
道路構造の改良							
セミフラット型の歩道整備		150m					←
滑りにくく、水はけの良い舗装		150m					←
緩やかな歩道勾配		150m					←
縁石による歩車分離		150m					←
誰もが通行に支障のない道路側溝		150m					←
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良							
誘導用ブロック等の敷設		必要箇所					←
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
用地買収や物件移転等に伴い、地権者等の合意に相当な期間を要する恐れがある。							

9	箱根乙女口広場	面積	4900 m ²	概算事業費	—					
整備区間	御殿場駅箱根乙女口広場			管理者	御殿場市					
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)							
			済	3	4	5	6	7	8以降	
道路構造の改良										
セミフラット型の歩道整備		200m	完了済							
滑りにくく、水はけの良い舗装		200m	完了済							
縁石による歩車分離		200m	完了済							
誰もが通行に支障のない道路側溝		200m	完了済							
バス乗降場における道路構造への配慮		5箇所	完了済							
タクシー乗降場における道路構造への配慮		2箇所	完了済							
障がい者用の停車スペースの設置		1箇所	完了済							
障がい者用の停車スペースにおける道路構造への配慮		1箇所	完了済							
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設・改良										
横断歩道部における部分敷設		1箇所	完了済							
誘導用ブロックの敷設		200m	完了済							
その他										
無電柱化		200m	完了済							
ベンチ等休憩施設の設置		必要箇所	完了済							
駅前広場から駅舎までのエレベーターの改善		1箇所	完了済							
緑化や親水空間などの景観施設を整備		必要箇所	完了済							
適切な維持管理										
事業実施に際し配慮すべき重要事項										
事業完了後は、適切な維持管理を実施する。										
実施箇所図										



5. 都市公園特定事業計画

都市公園のバリアフリー化の実施にあたっては、基本構想に定めた整備方針に基づいて「御殿場市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則」（以下、「規則」という。）等を遵守するとともに、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に留意し、事業を推進していきます。

【都市公園の主な基準について】 ※「規則」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」より
便所出入口の基準

- ・便所の出入口には、車いす使用者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。

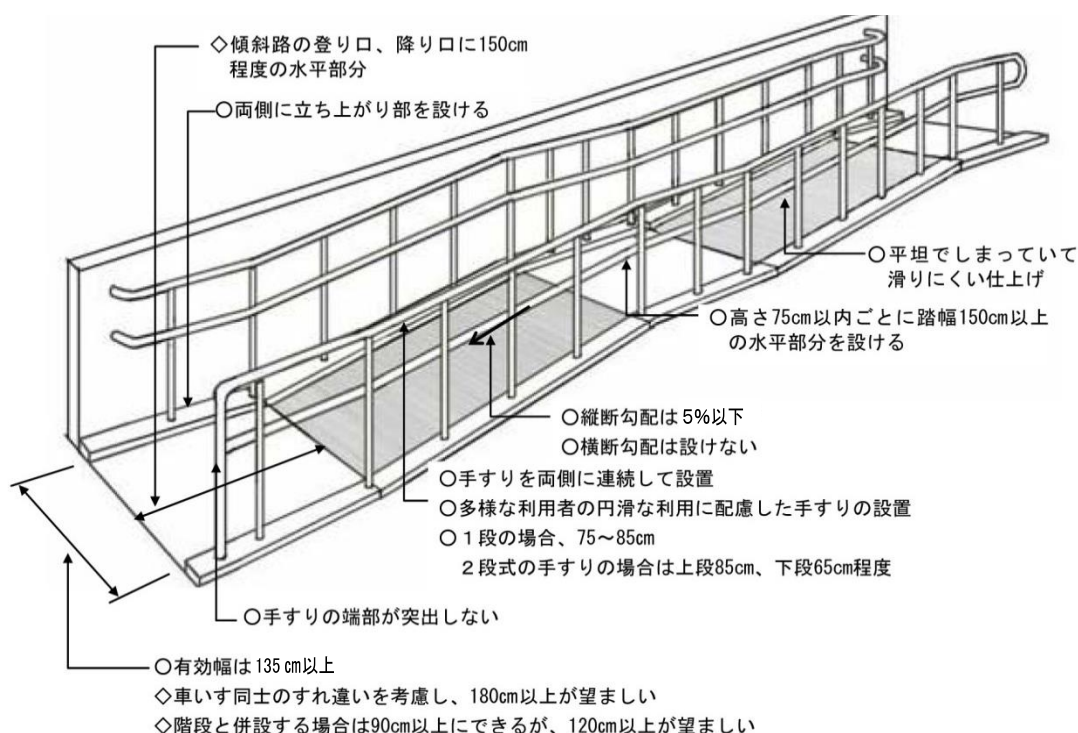
多機能便所の設置基準

・公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、原則として多機能便所を設ける。ただし、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便所※の設置で代えることができる。

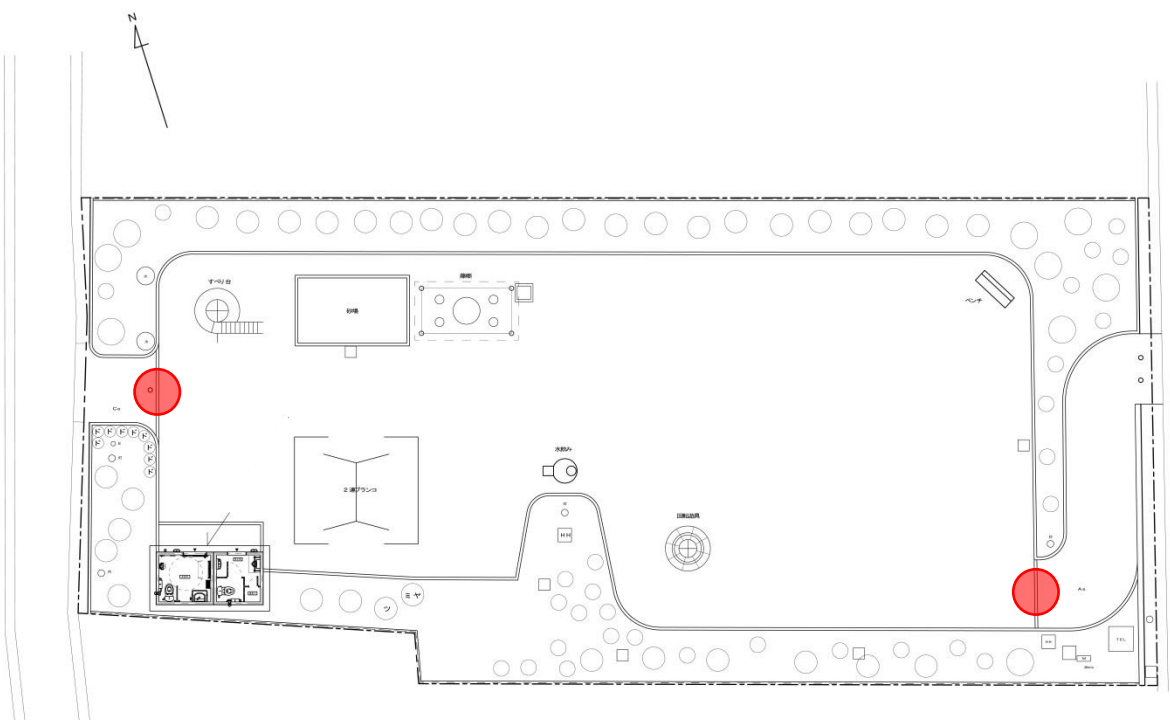
※簡易型多機能便所

介助を必要としない車いす使用者でも利用可能な便所であり、小規模な都市公園において多機能便所の代替とすることが可能であるほか、多機能便所を設置した便所においても、介助が不要な障がい者等向けに有効なものである。

傾斜路の基準

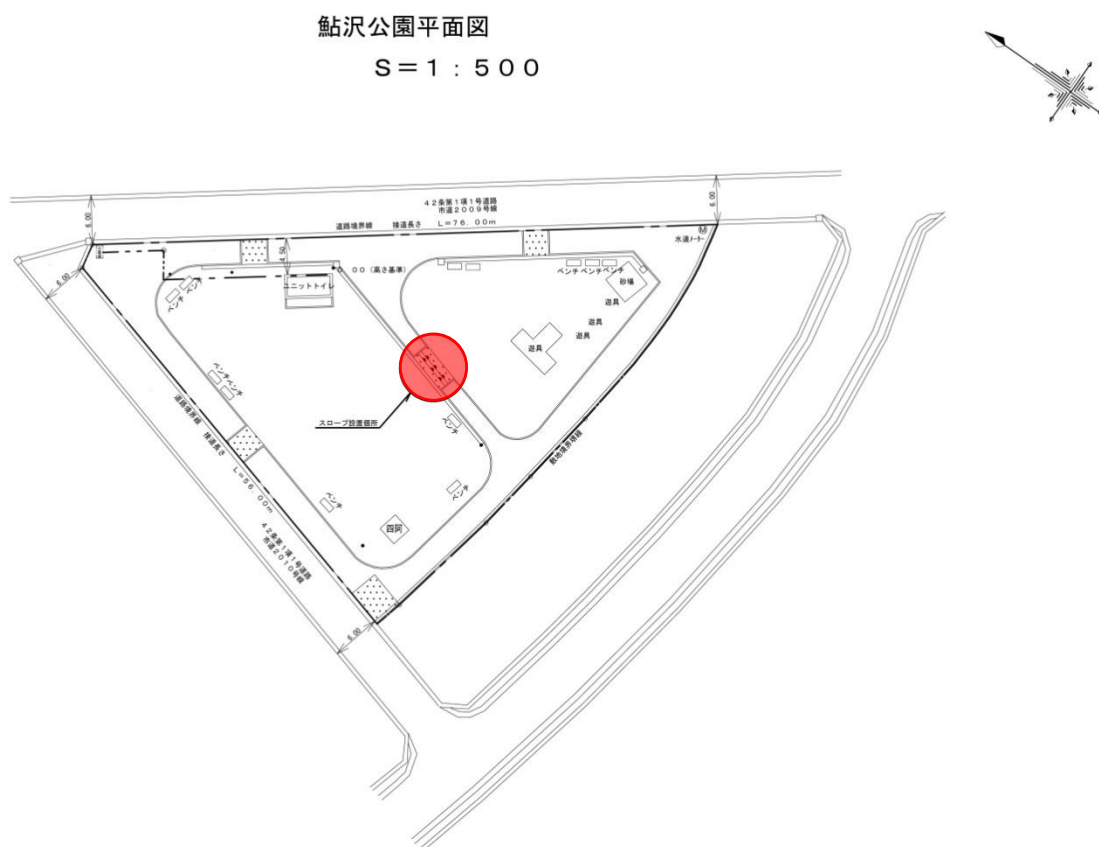


注：傾斜路については、段差の解消を目的として部分的に設置されるものであり、景観・風致等にも配慮して柔軟に対応できるように、縦断勾配は8%を上限としている。ただし、傾斜路の幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮することが望ましい。

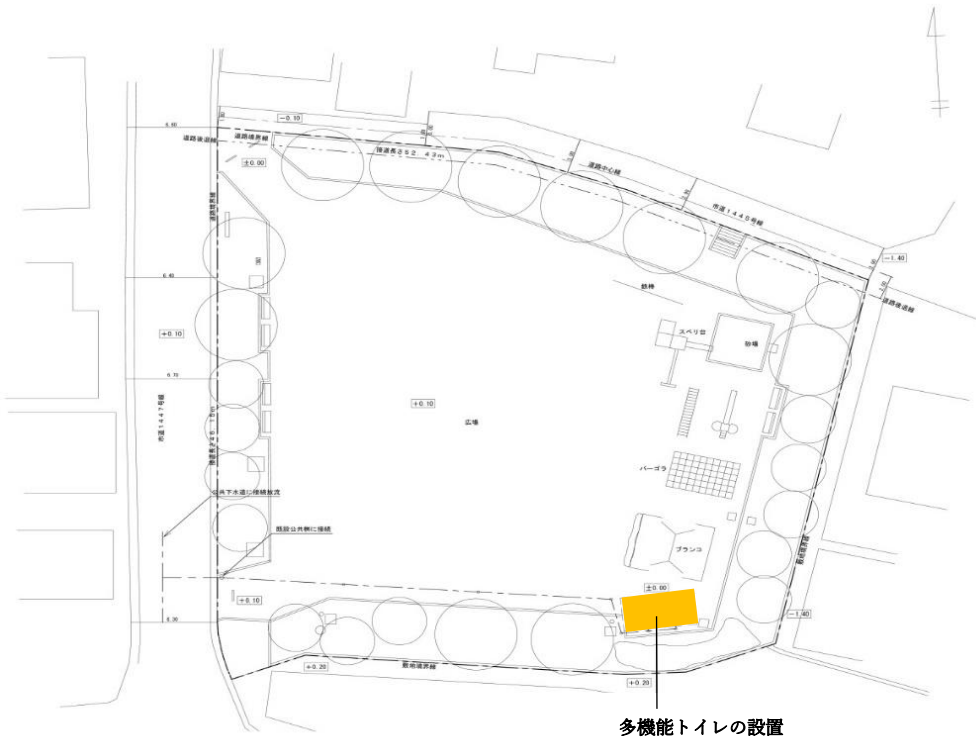
11	新橋公園	管理者	御殿場市	概算事業費	—			
敷地面積	0.10ha							
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)						
		済	3	4	5	6	7	8以降
広場出入口の段差の解消	2箇所	完了済						
適切な維持管理								
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。								
事業計画図								
								
凡例		段差解消						

12	鮎沢公園	管理者	御殿場市	概算事業費	—			
敷地面積	0.20ha							
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)						
		済	3	4	5	6	7	8以降
スロープの設置	1箇所	完了済						
適切な維持管理								
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。								
事業計画図								
鮎沢公園平面図 S = 1 : 500								
凡例		スロープ設置位置						

事業計画図



凡例		スロープ設置位置	
----	---	----------	--

13	馬車道公園	管理者	御殿場市	概算事業費	20 百万円		
敷地面積	0.19 ha						
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)					
		3	4	5	6	7	8以降
多機能トイレの設置							←
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
設備の老朽化が激しく、早急に補修する必要が生じたことから、平成27年度に現状を維持するための修繕を行った。 施設の長寿命化と利用者への安全が確保されたことから、多機能トイレの設置は、施設の状況も見ながら令和8年度以降の対応を検討している。							
事業計画図							
							

6. 建築物特定事業計画

建築物のバリアフリー化の実施にあたっては、基本構想に定めた整備方針に基づいて「静岡県福祉のまちづくり条例」等を遵守するとともに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」や「知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント」に留意し、事業を推進していきます。

14		御殿場市役所	管理者	御殿場市		概算事業費		—		
所在地		御殿場市萩原 483								
整備内容			事業量	実施予定期間(令和/年度)						
				済	3	4	5	6	7	8以降
本 庁 舎	東館への連絡誘導の改善		1式	完了済						
	市民ホールにおけるサイン整備		1式	完了済						
	東館への案内サインの充足		1式	完了済						
	別棟への案内サインの充足		1式	完了済						
	障がい者等用駐車スペースの設置		2台	完了済						
	市民ホールの動線の改善		1式	完了済						
	玄関周りのスロープの改善		1式	完了済						
	聴覚障がい者の案内方法の検討		1式	完了済						
東 館 新 設	多機能トイレの設置		4箇所	完了済						
	幼児スペースや授乳室、福祉情報コーナー等の福祉サービスゾーンの設置		1箇所	完了済						
	本庁舎への案内サインの充足		必要箇所	完了済						
	障がい者等用駐車スペースの設置		2台	完了済						
	音声案内設備の設置の検討		2箇所	完了済						
	聴覚障がい者の案内方法の検討		1式	完了済						
適切な維持管理										
事業実施に際し配慮すべき重要事項										
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。										

実施箇所図

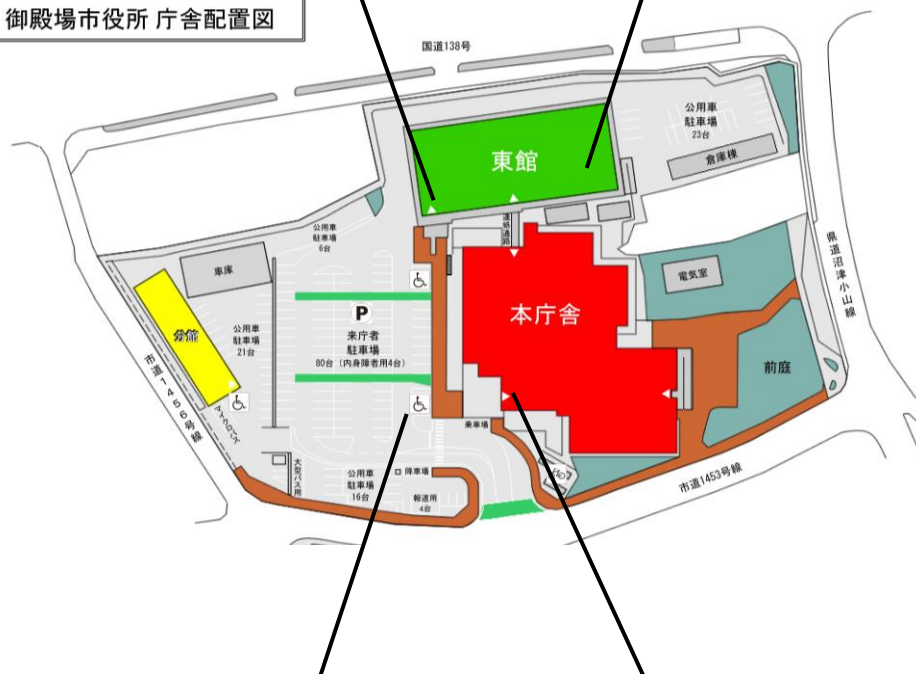
■音声案内・点字付き案内図



■多機能トイレ



御殿場市役所 庁舎配置図



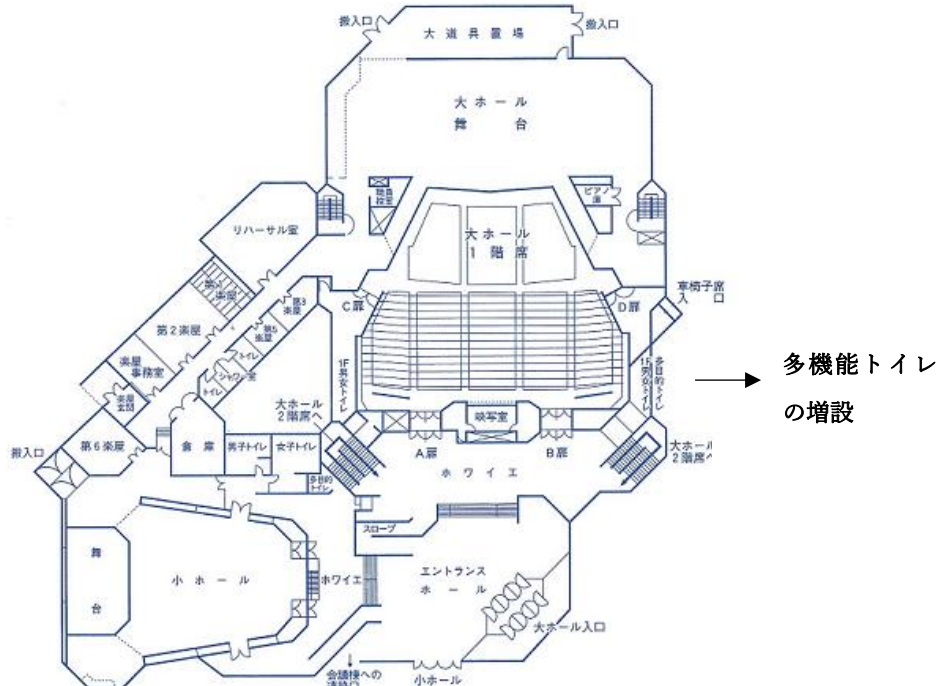
■障がい者等用駐車スペース



■連絡誘導・案内サイン

※実施箇所が多数あるため代表的な箇所を掲載

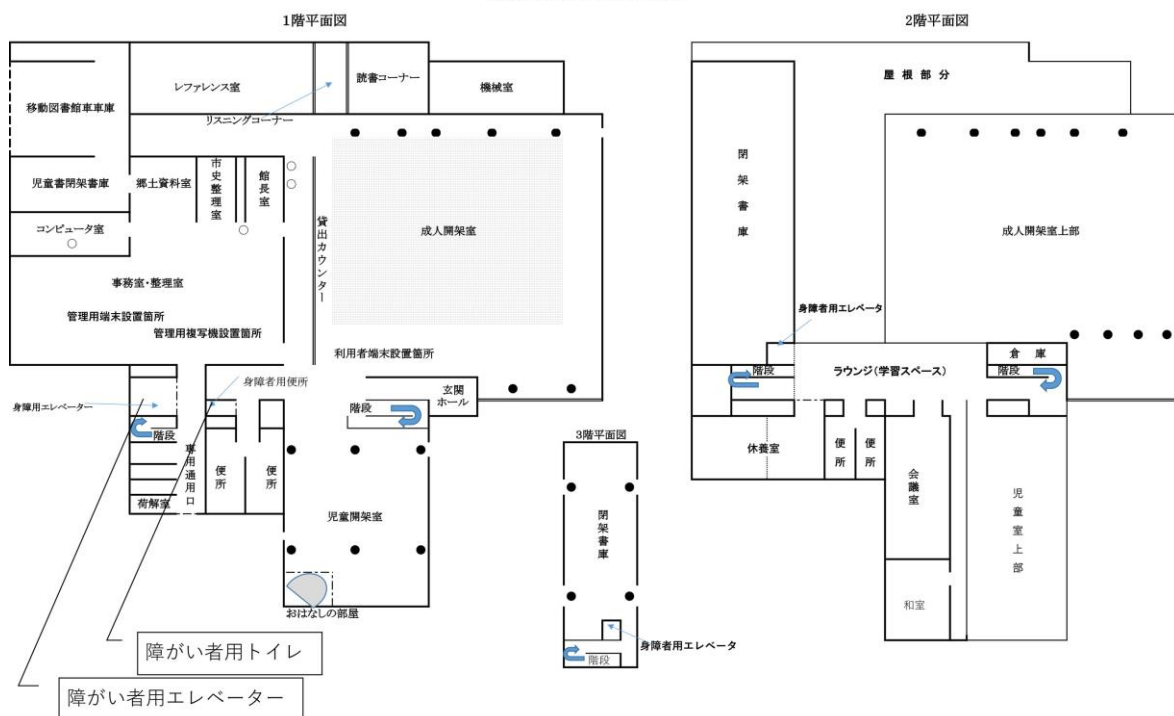
15	林業会館	管理者	御殿場市	概算事業費	—				
所在地	御殿場市萩原 528-1								
整備内容		事業量	実施予定期間(令和/年度)						
			3	4	5	6	7	8以降	
階段スロープ	終始端、および踊り場に点状ブロックを設置	完了済							
トイレ	水洗器具（オストメイト対応）の設置検討	検討済							
案内誘導	トイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置検討	検討済							
	分かりやすい（ふりがな、ピクトグラム、点字等）案内板の設置検討	検討済							
適切な維持管理			←						
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
平成30、31年度に施設の改修を実施している。									
事業計画図		終始端・踊り場に点字ブロックの設置 							

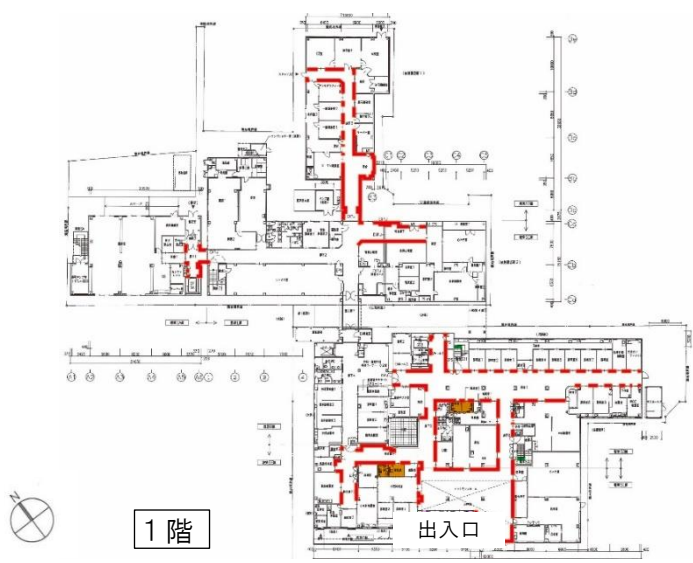
16		御殿場市民会館	管理者	御殿場総合サービス(株)	概算事業費				
所在地		御殿場市萩原183-1							
整備内容			事業量	実施予定期間(令和/年度)					
				3	4	5	6	7	8以降
ホ ー ル 棟	通路	正面入口から大ホール客席までの段差の解消を検討します。(改築時)	必要箇所						←
	トイレ	多機能トイレの増設を検討します。(改築時)	必要箇所						←
	案内・誘導	分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、点字等)案内板の設置について検討します。(改築時)	必要箇所						←
		案内板までの経路に視覚障がい者誘導用ブロックの設置を検討します。(改築時)	必要箇所						←
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
改築計画と合わせて検討する。 現時点での事業費は未定。									
事業計画図									

17		御殿場市立図書館	管理者	御殿場市	概算事業費				
所在地		御殿場市萩原 580-2							
整備内容				実施予定期間(令和/年度)					
			済	3	4	5	6	7	8以降
通路	車いすと歩行者がすれ違える幅の確保を検討します。		検討済						
階段 スロープ	終始端及び踊り場に点状ブロックの設置を検討します。								
	段差の認識しやすい色にする等の整備について検討します。		検討済						
トイレ	水洗器具(オストメイト対応)を設置します。								
エレベーター	障がい者対応のエレベーターの設置を検討します。		検討済						
案内誘導	エレベーターやトイレ等、施設内の配置が分かる案内板の設置を検討します。		検討済						
	分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、点字等)案内板の設置について検討します。		検討済						
駐車場	障がい者用駐車スペースを設置します。		完了済						
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
整備内容については、移転計画の中で改めて検討する。									
現時点での事業費は未定。(基本設計は令和3年度以降策定予定)									

平面図

御殿場市立図書館平面図



18	富士病院	管理者	社団法人 有隣厚生会 富士病院		概算事業費	—			
所在地	御殿場市新橋 1784								
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)							
		済	3	4	5	6	7	8以降	
通路の平坦化	供用部分 全て	完了済							
通路における手すりの設置		完了済							
階段、スロープの始末端、及び踊り場 への点状ブロックの設置	階段踊り場 全て	完了済							
階段、スロープにおける手すりの設置	全て	完了済							
多機能トイレの設置	8箇所	完了済							
トイレ内のベビーシートの設置	2箇所	完了済							
障がい者対応のエレベーターの設置	3台	完了済							
分かりやすい(ふりがな、ピクトグラム、 点字等)案内板の設置	各階エレベーター・ホール・ 階段・ 正面入り口	完了済							
聴覚障がい者の窓口での呼び出し等 の案内方法の検討	1箇所	完了済							
障がい者等用駐車スペースの設置	4台	完了済							
適切な維持管理			←						
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。									
平面図									
		手すりの設置 多機能トイレの設置 点字ブロックの設置 総合案内板の設置 ※ 2階～5階においてもほぼ同様の整備を実施。 ※ 2階はスロープを設置する箇所あり。							

7. 路外駐車場特定事業計画

路外駐車場のバリアフリー化の実施にあたっては、誰もが利用しやすい駐車場となるよう、高齢者や障がい者等の支障となる箇所のバリアフリー化を推進します。特に、駐車スペースに至るまでの空間におけるバリアフリー化に配慮します。

19	市営駅南駐車場	管理者	御殿場市	概算事業費			
所在地	御殿場市新橋 1848-6						
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)					
		3	4	5	6	7	8以降
トイレ							
水洗器具(オストメイト対応)の設置を検討	必要箇所						←
通路							
車いす使用者が通る経路において、十分な幅の確保するため、通行の妨げとなる物を置かないようにします。							←
エレベーターに音声案内装置を設置	完了済						
階段に手すりを設置	完了済						
事業実施に際し配慮すべき重要事項							
御殿場市公共建築物個別計画(長寿命化改修)に合わせ、令和 9 年度に実施を検討する。 現時点での事業費は未定。							
事業計画図		水洗器具の設置検討 通路幅の確保 音声案内装置の設置 手すりの設置					

8. その他の事業計画

その他の事業の実施においては、移動等円滑化に関する基準や条例、基本構想に定める整備方針等にもとづいて事業を推進していきます。

20	富士山口駅前広場	面積	8000 m ²		概算事業費	—		
整備区間	御殿場駅富士山口広場				管理者	御殿場市		
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)						
			3	4	5	6	7	8以降
視覚障がい者誘導用ブロックの点検・改修	必要箇所	完了済						
エレベーターの案内サインの設置	2箇所	完了済						
適切な維持管理								
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。								
実施箇所図								

21	御殿場駅東西自由通路	延長	100m	概算事業費	—			
整備区間	富士山口～箱根乙女口広場			管理者	御殿場市			
整備内容	事業量	実施予定期間(令和/年度)						
			3	4	5	6	7	8以降
視覚障がい者誘導用ブロックの点検・改修	必要箇所	完了済						
階段のバリアフリー化	必要箇所	完了済						
適切な維持管理								
事業実施に際し配慮すべき重要事項								
事業完了につき、今後は適切な維持管理を実施。								
実施箇所図								

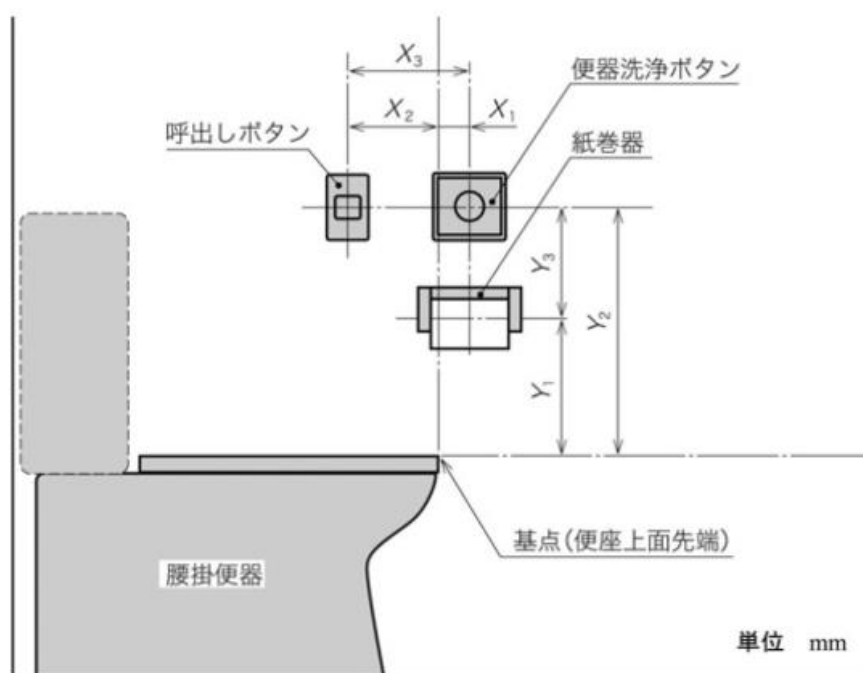
生活関連経路(特定事業が定められた道路以外)					管理者	御殿場市	
整備内容	実施予定期間(令和/年度)						
	事業量	3	4	5	6	7	8以降
歩道整備や視覚障がい者用誘導ブロック設置、一方通行化等による交通規制等の検討	必要箇所						
積雪時の転倒を防止するため、凍結防止剤の散布等のメンテナンス強化に努めます。	必要箇所						
事業実施に際し配慮すべき重要事項		特定事業が定められていない生活関連経路についても、関連する事業計画と連携した整備を検討します。					

9. トイレ設備の配置について

御殿場市バリアフリー基本構想協議会における視覚障がい者のトイレ利用に関する意見として、「ペーパーホルダーや、便器洗浄ボタン、非常用連絡ボタンの位置を統一すると利用しやすい」との意見がありました。トイレに関して国が定める移動等円滑化基準では、車いす使用者用便房の数や入口の幅等の基準が定められていますが、個々の設備の設置位置に関する基準はありません。

したがって、トイレの設備配置は、JIS規格に従うとともに、国土交通省が作成する「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準 2. 7 便所・洗面所」の設計標準の考え方を参考に、誰もが利用しやすいトイレの整備を推進します。

紙巻器及び便器洗浄ボタン、呼出しボタンの配置（JIS 規格）



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X ₁ ：便器前方へ 約 0～100	Y ₁ ：便器上方へ 約 150～400	—
便器洗浄ボタン		Y ₂ ：便器上方へ 約 400～550	Y ₃ ：約 100～200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ ：便器後方へ 約 100～200		X ₃ ：約 200～300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

■ JIS S 0026（高齢者・障害者配慮設計指針—公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置）都市公園の移動等円滑化ガイドラインより

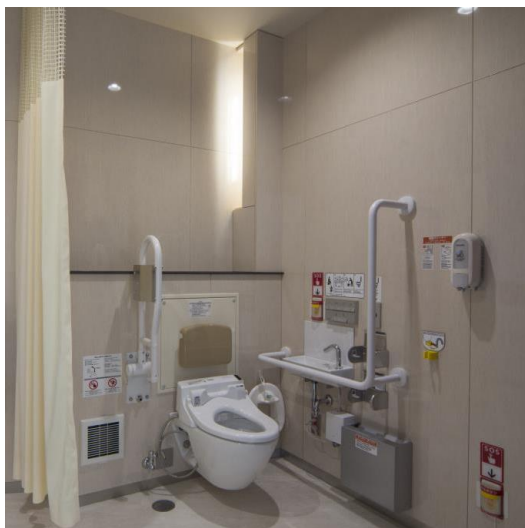
【参考】東名高速道路 駒門パーキングエリア（下り）のトイレ

同トイレを管理・運営している NEXCO 中日本では、東・中・西日本の各高速道路会社の研究・技術開発を行っている高速道路総合技術研究所（NEXCO 総研）が作成した標準的な仕様書に基づきトイレを整備しているため、駒門パーキングエリアだけでなく、全国どこのサービスエリア・パーキングエリアを利用しても基本的には同じ仕様となっています。

更に NEXCO 中日本では、トイレの研究が進んでおり、意匠設計に長けた専門家や学識経験者を含むワーキンググループを結成し、これまでの知見やお客さまの要望をまとめたモデルルームを作り、使い勝手などの実地検証を行いました。

また、新東名高速道路の開通に伴って新しくオープンしたサービスエリア・パーキングエリアにおいては、これらの技術を踏襲した他、プレミアム感のあるデザインを採用したトイレが話題になっており、駒門パーキングエリア（下り）においても踏襲しております。

なお、NEXCO 中日本が管理、運営するトイレの「紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの配置及び設置寸法」は、JIS 規格によるものとなっています。



※NEXCO 中日本では、比較的規模の大きなトイレ施設については、紙巻器、洗浄ボタン等の設備を左側に配置した個室、右側に配置した個室の両方を設置しており、誰もが使いやすいトイレにするよう配慮しています。

10. 特定事業計画の推進

特定事業計画策定後は、事業の実施において、整備方針に沿ったバリアフリー化が実施されているか、予定期間内に実施されているか等の実施状況を把握するため、定期的に事業の進捗状況の調査を行います。

事業の進捗状況は、基本構想策定課が「進行管理シート」により管理を行い、関係事業者との密接な連携・調整を図ることで、特定事業の適切な実施を推進します。

また、進行管理シートの運用とともに、基本構想協議会を通じて、特定事業計画や基本構想の見直し・更新を図り、より有意義で効果的なバリアフリー化の実践を進めて行きます。

バリアフリー特定事業計画 進行管理シート

令和 4 年 3月31日 現在の事業実施状況

路線名	市道××〇〇線	延長	400m	概算事業費	1000百万円	現時点の整備状況	備考		
整備区間	■■交差点～▲▲交差点	管理者	御殿場市			◎:完了 ○:実施中 △:未着手 (未着手で計画よりも事業実施が遅れている場合は、未着手の理由と実施予定時期を記入)			
整備内容		事業量	3	4	5		6	7	8以降
道路構造の改良									
	波打ち歩道の解消	50m	→						◎
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良									
	誘導ブロックの連続敷設	400m	↔						○
その他									
	無電柱化	400m	↔						△
事業実施に際し配慮すべき重要事項									
支障埋設物の移設に時間を要したため									

【現時点での整備状況 凡例】

◎:完了

○:実施中

△:未着手 (計画よりも事業実施が遅れている場合は、未着手の理由と実施見込み (予定時期)について記入すること。)

御殿場市役所都市建設部都市計画課

〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

TEL : 0550-82-4240

FAX : 0550-82-4232

E-mail : keikaku@city.gotemba.lg.jp